

2019 年 1 月 31 日

旅行会社各位

弊社航空券再発券時における国際観光旅客税(TK)取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて既報の通り、2019 年 1 月 7 日より、日本から出国する旅客を対象に国際観光旅客税 (TK) が導入されました。これを受け、2019 年 1 月 7 日以前に発券された弊社航空券につきまして、再発券の際には以下の通りお取り扱い頂けますようお願い申し上げます。

【再発券時に TK 徴収の対象となる航空券】

- 日本発便を含む、未使用航空券
- 往路を使用済みで、復路区間に日本発便が含まれている航空券
- お名前変更、パスポート情報変更のために再発券を必要とする、日本発便を含む航空券

※再発券時に TK を自動加算しない GDS では、マニュアルで追加した上で徴収下さいますようお願い申し上げます。

【運航会社によるスケジュール変更が生じた場合】

- 運航スケジュール変更が入った場合であっても RBD、ルート(空港)、輸送航空会社の変更がなく(出発時間のみの変更)、かつ MCT が満たされている PNR では再発券、リバリレーション処理は必要ございません。お客様にスケジュール変更についてご案内頂いた後、お客様へのご案内は完了していることを示す OSI をご入力下さい。
(OSI 入力例：ADVD PAX SC SU261/01AUG19 ON 30JAN19)
*30JAN19 はお客様へのご案内日を意味します。
- 他社運航フライトを含む PNR、ならびに RBD、ルートが変更になる PNR、MCT がショートした PNR の処理方法については個別にお問い合わせ下さい。

ご不明な点があれば弊社までお問い合わせ下さい。今後とも弊社販売にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

アエロフロート・ロシア航空
予約課
TEL: 03-5532-8781